

地域包括支援センターの体制整備等について

1. 背景

- ・地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務負担は増大している。
- ・上記を踏まえ、地域包括支援センターの運営が持続可能なものとなるよう、介護保険法施行規則の改正による体制整備等が図られている。

2. 介護予防支援の指定対象の拡大について

- ・資料4-2のとおり。
- ・介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施できることとなった。
- ・介護保険法施行規則の施行期日は令和6年4月1日。

3. 総合相談支援事業の一部委託について

- ・資料4-2のとおり。
- ・地域包括支援センターが行う総合相談支援事業について、その一部を居宅介護支援事業所等に委託することができることとなった。
- ・居宅介護支援事業所への一部委託には、地域包括支援センター運営協議会の意見を聴く必要がある。
- ・介護保険法施行規則の施行期日は令和6年4月1日。

4. 介護保険法施行規則の改正に伴う、日野市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例、施行規則の改正について

(1) 概要

- ・資料4-3のとおり。
- ・厚生労働省老健局長より、令和6年4月1日に示された「介護保険法施行規則（中略）の一部を改正する省令」を踏まえ、日野市における条例等を改正するもの。

(2) 改正省令の概要

- 改正1) 現行の当該職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法によることを可能とする。
- 改正2) 改正1に関わらず、地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンター区域の第一号被保険者の数を合算し、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、3職種の常勤職員を当該複数のセン

ターに配置することにより、3職種の配置基準を満たすものとする。
この場合においては、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。

改正3) 本省令改正に伴う条例改正について、1年の猶予期間を設ける。

改正4) その他所要の改正を行う。

(3) 今後のスケジュール（参考資料）

- ・12月議会で議決を得た後、令和7年4月1日より施行する。

5. 条例、施行規則改正に係る職員配置基準の運用方法案について

(1) 概要

- ・条例、施行規則改正に係る職員配置基準の具体的な運用方法について検討するもの。

(2) 運用方法案

- ・各地域包括支援センター所長と協議検討を行い、現地点での案を資料4-4のとおり、とりまとめているところ。
- ・今後も引き続き、各地域包括支援センター所長と協議を行い、適宜他市事例も参考にしながら検討を進めていく。

(3) 今後のスケジュール（参考資料）

- ・次回の本協議会（令和7年2月開催予定）にて承認をいただき、令和7年4月1日より運用を開始することを目指す。

6. 地域包括支援センター業務の改善について

- ・地域包括支援センター職員の業務負担が増加していることを踏まえ、市担当課と地域包括支援センター所長等と協議を行い、業務改善策の検討を進めている。
- ・上記の検討材料として、令和6年6月～8月を対象期間とする「地域包括支援センター職員の業務時間集計」を実施し、職員が抱える業務負担感を数的に把握。
- ・上記の集計結果は資料4-5のとおり。
- ・今後、上記集計結果を分析、深掘りし、具体的な業務改善の検討等を進めていく。